

すこしを、しうあざやきたる御ことろには亥づめがたし、

〔北條五代記三〕房州里見家の事

見しは今、安房上総は南の海中へうかび出た、島國とおなじ、此兩國を里見の家數代持つゝけ、君臣相傳り長久の國なり、然るに隣國下総の國と代々たゞかひて、つるに無事なる事をきかず、去程に、兩國の侍親おうち孫ひこやしは子の末迄も、他國を見たる人なし、是誠に希代のためしなるべし、古歌に、

親のおや子の子の子まで山賊のほたの火けたで形見とぞする、とよめるも、是にたゞへて思ひ出せり、

〔伊呂波字類抄知人倫〕嫡孫

〔令集解四十〕釋云、除嫡孫之外皆爲衆孫也、古記云、除嫡孫之外、諸孫祖孫爲二等是也、俗云、字麻古也、
續日本紀二文武大寶元年七月戊戌、太政官處分○略○中功臣封應傳子、若無子勿傳、但養兄弟子爲子者、聽傳、其傳封人亦無子、聽更立養子而轉授之、其計世葉一同正子、但以嫡孫爲繼不得傳封、

〔諸例集〕一嫡孫承祖たるもの、親類書に、祖父認方、并甥之家相續等之儀、

同年○文化六年六月廿一日、阿部播磨守を問合、久田縫殿頭差出袋廻し、

嫡孫承祖たる者、親類書等ニ、祖父を父と認候儀ニ、御座候哉、左候得者、祖父も嫡孫を嫡子と認候而宜御座候哉、又者忌服日數已、父嫡子之通ニ、而名目者其儘祖父嫡孫と心得候而宜御座候哉、

書面之通者、祖父嫡孫と書出、譯書ニ其譯認候事に候、

一甥之家を致相續候得者、甥を父ノ如く服忌請候儀ニ、御座候得共、親類書ニ者、父と不認名前計認置、譯書ニ右相續之譯認候而宜御座候哉、又者父之如く服忌請候上者、父と認候儀ニ、御座候哉、